

平成 28 年 8 月吉日

お客様各位

株式会社ミダック 営業部

トリクロロエチレンに関する基準値の変更について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 6 月 20 日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が公布されたことに併せまして、平成 28 年 9 月 15 日より特別管理産業廃棄物に関するトリクロロエチレンの基準値が以下の通り変更されます。

つきましては、下記の廃棄物を搬入されているお客様におかれましては、当該物質についての分析結果をご連絡いただき、その結果を元に本改正に則った運用をさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

弊社は、これからも廃棄物の適正処理の推進と一層のサービス充実に努め、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。何卒ご理解ご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

トリクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準が次の表に適合しないこととされました ※規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

廃棄物の種類		基準
指定下水汚泥関係。 (規則第 1 条の 2 第 5 項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.1mg/L 以下
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	1mg/L 以下
廃油関係。 (規則第 1 条の 2 第 10 項関係)	廃油を処分するために処理したもの (廃油、廃酸又は廃アルカリ以外)	0.1mg/L 以下
	廃油を処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	1mg/L 以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第 1 条の 2 第 11 項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ以外)	0.1mg/L 以下
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの (廃酸又は廃アルカリ)	1mg/L 以下

【参考】環境省報道発表資料より

以上

<お問い合わせ先>

TEL : 053-471-9361 (代表) もしくは営業担当まで